

議案第23号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石 高士

(提案理由)

会計年度任用講師の生理休暇等を有給の休暇とするほか、勤勉手当の支給対象外職員等について定める等の必要がある。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

（15） ボランティア休暇

第9条中第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

（13） 災害休暇

第9条第10号の次に次の1号を加える。

（11） 生理休暇（1回について、引き続く2日を限度とする。）

第13条、第14条及び第17条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第21条第1項第1号中「当該フルタイム講師が任用される」を「引き続いて任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、」に、「において、」を「において」に改め、同項第6号中「6箇月」を「6月」に改め、同条第2項第7号中「平成19年杉並区条例第11号」の次に「。以下「学校教育職員給与条例」という。」を加え、同条第3項第1号中「当該パートタイム講師が任用される」を「引き続いて任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、」に、「において、」を「において」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第21条の2 条例第16条の2第1項前段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師（同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤勉手当を支給しないこととされるフルタイム講師を除く。）は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

（1） 引き続いて任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が通算して6月に満たないフルタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）

- (2) 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師（次項第4号又は第25条の2の規定の適用を受ける者を除く。）
 - (3) 法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされているフルタイム講師
 - (4) 法第29条の規定により停職にされているフルタイム講師
 - (5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム講師
 - (6) 育児休業中のフルタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師
- 2 条例第16条の2第1項後段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第6号までの規定のいずれかに該当したフルタイム講師
 - (2) 法第28条第1項の規定により免職されたフルタイム講師
 - (3) 法第29条の規定により免職されたフルタイム講師
 - (4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師
 - (5) 退職後引き続いて給与条例の適用を受けることとなった者
 - (6) 退職後引き続いて幼稚園教育職員給与条例の適用を受けることとなった者
 - (7) 退職後引き続いて学校教育職員給与条例の適用を受けることとなった者
- 3 条例第30条の2第1項前段の教育委員会規則で定めるパートタイム講師（同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤勉手当を支給しないこととされるパートタイム講師を除く。）は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 引き続いて任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が通算して6月に満たないパートタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）
 - (2) 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師（次項

第4号又は第25条の2の規定の適用を受ける者を除く。)

(3) 法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされているパートタイム講師

(4) 法第29条の規定により停職にされているパートタイム講師

(5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム講師

(6) 育児休業中のパートタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるパートタイム講師以外のパートタイム講師

(7) 1週間当たりの勤務日数が2日以下で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム講師

4 条例第30条の2第1項後段の教育委員会規則で定めるパートタイム講師は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。

(1) 退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第7号までの規定のいずれかに該当したパートタイム講師

(2) 法第28条第1項の規定により免職されたパートタイム講師

(3) 法第29条の規定により免職されたパートタイム講師

(4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師

第22条中「前条第1項第6号」を「第21条第1項第6号」に改め、同条第2号中「前条第1項第4号」を「第21条第1項第4号」に改め、同条第4号中「第2条第1項第1号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務(同号ウ又はエに掲げるものに限る。)に参加していた期間(以下「職員団体会合等参加期間」という。)又は同項第4号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業中の会計年度任用講師として在職した期間

(2) 前条第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間

- (3) 休職にされていた期間
- (4) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第10条第3項の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）
- (5) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
- (6) 会計年度任用講師勤務時間規則第26条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しない期間
- (7) 会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2に規定する組合休暇（以下「組合休暇」という。）により勤務しない期間

第23条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の支給割合)

第23条の2 条例第16条の2第2項及び第30条の2第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間（以下「勤務期間」という。）におけるその者の欠勤等日数の区分に応じ、杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）別表第1に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

2 成績率は、会計年度任用講師の勤務成績により、教育委員会が特別区人事委員会の承認を得て定める割合とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務期間において、教特法第14条に掲げる事由に該当して休職にされている期間（以下「結核休職期間」という。）のある会計年度任用講師の支給割合は、勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用講師の区分に応じ当該各号に定める割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

(1) 欠勤等日数が70日未満の者 100分の100

(2) 欠勤等日数が70日以上のある者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 100分の80

(3) 欠勤等日数が70日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第24条の2第1項に規定する欠勤等の期間（結核休職期間を除く。）及び同条第

3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者（次号に掲げる者を除く。） 100分の100

- (4) 勤務期間中に第24条の2第1項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間（次条第1項に規定する週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる者 0

第24条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条第1項中「前条」を「第23条」に改め、「。以下」の次に「この条及び第25条において」を加え、「があるときは」を「があるときは、」に改め、同項第5号ア中「平成4年杉並区条例第1号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同号イ中「杉並区職員の育児休業等に関する条例」を「育児休業条例」に改め、同項第6号中「職員団体会合等参加期間、」を削り、同条第3項中「規定する部分休業」の次に「（以下「部分休業」という。）」を加え、「以下」を「第25条において」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（勤勉手当の欠勤等日数）

第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第8号に掲げる期間にあっては、2日）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

- (1) 法第28条第2項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用講師として在職した期間
- (2) 休職規則第2条第3号及び第4号（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされている会計年度任用講師として在職した期間
- (3) 第21条の2第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用講

師として在職した期間

(4) 第21条の2第1項第5号及び同条第3項第5号に掲げる会計年度任用講師

として在職した期間

(5) 育児休業（次に掲げるものを除く。）中の会計年度任用講師として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの

(6) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第10条第3項の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）

(7) 組合休暇より勤務しない期間

(8) 会計年度任用講師勤務時間規則第14条の2に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）

(9) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。）

(10) 会計年度任用講師勤務時間規則第21条に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに条例第23条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び同条第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。）

(11) 介護休暇により勤務しない期間

(12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

(13) 結核休職期間

- 2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年度任用講師に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない時間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、会計年度任用講師勤務時間規則第28条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休業により勤務しない時間（第25条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。
- 4 第1項及び前項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。
- 5 第3項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤

務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

- 6 パートタイム講師として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数で除して得た時間」とする。

(減額率)

第24条の3 勤務期間において次に掲げる事由(以下「減額事由」という。)がある者に対する第23条の2第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に100分の100から杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

- (1) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。
- (2) 法第29条の規定により停職にされたこと。
- (3) 法第29条の規定により減給にされたこと。
- (4) 法第29条の規定により戒告にされたこと。

- 2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(パートタイム講師として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の所定の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

- 3 前2項の規定により算定した支給割合に1,000分の10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第25条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条中

「前2条」を「第23条及び第24条」に改め、同条第3号中「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」を「学校教育職員給与条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例)

第25条の2 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師(基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師となった者を除く。)となった場合においては、条例適用前の区の職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の所定の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間に相当する時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の所定の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第23条の2、第24条の2及び第24条の3の規定を適用する。

第26条の見出し中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第1項中「第16条第2項」の次に「及び第16条の2第2項」を加え、「規則」を「教育委員会規則」に、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第2項中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第3項中「第30条第2項」の次に「及び第30条の2第2項」を加え、「規則」を「教育委員会規則」に、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改める。

第27条の見出し中「期末手当の」を削り、同条第1項中「及び」を「、第16条の2第1項、」に改め、「第30条第1項」の次に「及び第30条の2第1項」を加え、「期末手当の」を削り、同項第1号及び第2号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第28条第5項に次の1号を加える。

(4) 条例第30条の2に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬額

第29条第2項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第11号の規定は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）第21条の規定による生理休暇の期間が令和6年4月1日の前後にまたがっている場合には、同日以後の期間について適用し、同年3月31日以前の期間については、なお従前の例による。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(給与の減額免除)</p> <p>第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から第8号までに掲げる休暇にあつては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 生理休暇（1回について、引き続く2日を限度とする。）</p> <p>(12) 慶弔休暇</p> <p>(13) 災害休暇</p> <p>(14) 夏季休暇</p> <p>(15) ボランティア休暇</p> <p>(16) 子の看護のための休暇</p> <p>(17) 短期の介護休暇</p> <p>(超過勤務手当及び超過勤務手当に相当する報酬の支給割合)</p> <p>第13条 条例第10条第2項及び第24条第2項に規定する教育委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 条例第10条第3項及び第24条第3項に規定する教育委員会規則で定める割合は、100分の25とする。</p> <p>(休日給及び休日給に相当する報酬の支給割合)</p> <p>第14条 条例第11条及び第25条に規定する教育委員会規則で定める割合は、100分の135とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる手当及び勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当に相当する報酬)</p> <p>第17条 条例第13条に規定する教育委員会規則で定める手当は、条例第6条に規定する地域手当及び条例第17条に規定する義務教育等教員特別手当とし、その月額は、条例第6条に規定する地域手当の月額及び条例第17条に規定する義務教育等教員特別手当の月額を合算したものであるとする。</p>	<p>(給与の減額免除)</p> <p>第9条 条例第9条第1項及び第23条第1項から第3項までに規定する教育委員会規則で定める有給の休暇は、杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年杉並区教育委員会規則第7号。以下「会計年度任用講師勤務時間規則」という。）に規定する休暇のうち、次に掲げるもの（第5号から第8号までに掲げる休暇にあつては、フルタイム講師及び月額で報酬を定めるパートタイム講師に限る。）とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 慶弔休暇</p> <p>(12) 夏季休暇</p> <p>(13) 子の看護のための休暇</p> <p>(14) 短期の介護休暇</p> <p>(超過勤務手当及び超過勤務手当に相当する報酬の支給割合)</p> <p>第13条 条例第10条第2項及び第24条第2項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 条例第10条第3項及び第24条第3項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。</p> <p>(休日給及び休日給に相当する報酬の支給割合)</p> <p>第14条 条例第11条及び第25条に規定する規則で定める割合は、100分の135とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる手当及び勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当に相当する報酬)</p> <p>第17条 条例第13条に規定する規則で定める手当は、条例第6条に規定する地域手当及び条例第17条に規定する義務教育等教員特別手当とし、その月額は、条例第6条に規定する地域手当の月額及び条例第17条に規定する義務教育等教員特別手当の月額を合算したものであるとする。</p>

新	旧
<p>2 条例第27条各号に規定する教育委員会規則で定める手当に相当する報酬は、条例第21条に規定する地域手当に相当する報酬とする。 (期末手当の支給対象外職員)</p> <p>第21条 条例第16条第1項前段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師(同条第3項の規定により杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により期末手当を支給しないこととされるフルタイム講師を除く。)は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 引き続いて任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。) が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が通算して6月に満たないフルタイム講師(教育委員会が別に定める者を除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)中のフルタイム講師のうち、支給期間(基準日以前6月間をいう。以下同じ。)において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師</p> <p>2 条例第16条第1項後段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 退職後引き続いて杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。)の適用を受けることとなった者</p> <p>3 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定めるパートタイム講師(同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により期末手当を支給しないこととされるパートタイム講師を除く。)は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 引き続いて任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。) が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が通算して6月に満たないパートタイム講師(教育委員会が別に定める者を除く。)</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>2 条例第27条各号に規定する規則で定める手当に相当する報酬は、条例第21条に規定する地域手当に相当する報酬とする。 (期末手当の支給対象外職員)</p> <p>第21条 条例第16条第1項前段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師(同条第3項の規定により杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により期末手当を支給しないこととされるフルタイム講師を除く。)は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該フルタイム講師が任用される 一の会計年度において、任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が通算して6月に満たないフルタイム講師(教育委員会が別に定める者を除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)中のフルタイム講師のうち、支給期間(基準日以前6箇月間をいう。以下同じ。)において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師</p> <p>2 条例第16条第1項後段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 退職後引き続いて杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11号_____)の適用を受けることとなった者</p> <p>3 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定めるパートタイム講師(同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により期末手当を支給しないこととされるパートタイム講師を除く。)は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該パートタイム講師が任用される 一の会計年度において、任用される期間(区の任命権者に任用される期間に限る。)が通算して6月に満たないパートタイム講師(教育委員会が別に定める者を除く。)</p> <p>(2)～(7) 略</p>

新	旧
<p>4 略 <u>(勤勉手当の支給対象外職員)</u> 第21条の2 条例第16条の2第1項前段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師（同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤勉手当を支給しないこととされるフルタイム講師を除く。）は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>引き続いて任用される期間</u>（区の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が通算して6月に満たないフルタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）</p> <p>(2) <u>基準日に新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師</u>（次項第4号又は第25条の2の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(3) <u>法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号</u>（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされているフルタイム講師</p> <p>(4) <u>法第29条の規定により停職にされているフルタイム講師</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム講師</u></p> <p>(6) <u>育児休業中のフルタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるフルタイム講師以外のフルタイム講師</u></p> <p>2 条例第16条の2第1項後段の教育委員会規則で定めるフルタイム講師は、フルタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第6号までの規定のいずれかに該当したフルタイム講師</u></p> <p>(2) <u>法第28条第1項の規定により免職されたフルタイム講師</u></p> <p>(3) <u>法第29条の規定により免職されたフルタイム講師</u></p> <p>(4) <u>退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム講師</u></p> <p>(5) <u>退職後引き続いて給与条例の適用を受けることとなった者</u></p> <p>(6) <u>退職後引き続いて幼稚園教育職員給与条例の適用を受けることとなった者</u></p> <p>(7) <u>退職後引き続いて学校教育職員給与条例の適用を受けることとなった者</u></p> <p>3 条例第30条の2第1項前段の教育委員会規則で定めるパートタイム講師</p>	<p>4 略</p>

新	旧
<p><u>（同条第3項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤勉手当を支給しないこととされるパートタイム講師を除く。）は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）引き続き任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が6月に満たず、かつ、一の会計年度において任用される期間（区の任命権者に任用される期間に限る。）が通算して6月に満たないパートタイム講師（教育委員会が別に定める者を除く。）</u></p> <p><u>（2）基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師（次項第4号又は第25条の2の規定の適用を受ける者を除く。）</u></p> <p><u>（3）法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされているパートタイム講師</u></p> <p><u>（4）法第29条の規定により停職にされているパートタイム講師</u></p> <p><u>（5）法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム講師</u></p> <p><u>（6）育児休業中のパートタイム講師のうち、支給期間において勤務した期間があるパートタイム講師以外のパートタイム講師</u></p> <p><u>（7）1週間当たりの勤務日数が2日以下で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム講師</u></p>	
<p>4 条例第30条の2第1項後段の教育委員会規則で定めるパートタイム講師は、パートタイム講師のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第7号までの規定のいずれかに該当したパートタイム講師</p> <p>（2）法第28条第1項の規定により免職されたパートタイム講師</p> <p>（3）法第29条の規定により免職されたパートタイム講師</p> <p>（4）退職後新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム講師 （基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間）</p>	<p>（基準日に育児休業をしている会計年度任用講師の勤務した期間）</p>
<p>第22条 第21条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）第21条第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間</p> <p>（3）略</p>	<p>第22条 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）前条第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間</p> <p>（3）略</p>

新	旧
<p>(4) 杉並区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和50年杉並区条例第3号。以下「職免条例」という。）第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第10条第3項の規定による承認を受けていない期間（職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号。以下「職免規則」という。）第2条第1項第4号</p>	<p>(4) 杉並区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和50年杉並区条例第3号。以下「職免条例」という。）第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第10条第3項の規定による承認を受けていない期間（職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号。以下「職免規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務（同号ウ又はエに掲げるものに限る。）に参加していた期間（以下「職員団体会合等参加期間」という。）又は同項第4号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間（以下「講演等を行った期間」という。）を除く。）</p>
<p>____に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間（以下「講演等を行った期間」という。）を除く。）</p>	<p>____に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間（以下「講演等を行った期間」という。）を除く。）</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>2 前条第1項第6号及び同条第3項第6号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。</p>	
<p>(1) 育児休業中の会計年度任用講師として在職した期間</p>	
<p>(2) 前条第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間</p>	
<p>(3) 休職にされていた期間</p>	
<p>(4) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第10条第3項の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）</p>	
<p>(5) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p>	
<p>(6) 会計年度任用講師勤務時間規則第26条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しない期間</p>	
<p>(7) 会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2に規定する組合休暇（以下「組合休暇」という。）により勤務しない期間</p>	
<p>（勤勉手当の支給割合）</p>	
<p>第23条の2 条例第16条の2第2項及び第30条の2第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間（以下「勤務期間」という。）におけるその者の欠勤等日数の区分に応じ、杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）別表第1に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p>	
<p>2 成績率は、会計年度任用講師の勤務成績により、教育委員会が特別区人事</p>	

新	旧
<p><u>委員会の承認を得て定める割合とする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務期間において、教特法第14条に掲げる事由に該当して休職にされている期間（以下「結核休職期間」という。）のある会計年度任用講師の支給割合は、勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用講師の区分に応じ当該各号に定める割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 欠勤等日数が70日未満の者 100分の100</p> <p>(2) 欠勤等日数が70日以上（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 100分の80</p> <p>(3) 欠勤等日数が70日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第24条の2第1項に規定する欠勤等の期間（結核休職期間を除く。）及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者（次号に掲げる者を除く。） 100分の100</p> <p>(4) 勤務期間中に第24条の2第1項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間（次条第1項に規定する週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる者 0</p> <p>(期末手当の欠勤等日数)</p> <p>第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下<u>この条及び第25条において</u>「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第11条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第12条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては、2分の1日）として換算した日数（1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては、2分の1日）未満の端数の時間<u>があるときは</u>、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 育児休業（次に掲げるものを除く。）中の会計年度任用講師として在職した期間</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第24条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第11条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第12条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては、2分の1日）として換算した日数（1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては、2分の1日）未満の端数の時間<u>があるときは</u>、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 育児休業（次に掲げるものを除く。）中の会計年度任用講師として在職した期間</p>

新	旧
<p>(1) <u>法第28条第2項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用講師として在職した期間</u></p> <p>(2) <u>休職規則第2条第3号及び第4号（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされている会計年度任用講師として在職した期間</u></p> <p>(3) <u>第21条の2第1項第4号及び同条第3項第4号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間</u></p> <p>(4) <u>第21条の2第1項第5号及び同条第3項第5号に掲げる会計年度任用講師として在職した期間</u></p> <p>(5) <u>育児休業（次に掲げるものを除く。）中の会計年度任用講師として在職した期間</u></p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下であるもの</u></p> <p>(6) <u>職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第10条第3項の規定による承認を受けていない期間（講演等を行った期間を除く。）</u></p> <p>(7) <u>組合休暇により勤務しない期間</u></p> <p>(8) <u>会計年度任用講師勤務時間規則第14条の2に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）</u></p> <p>(9) <u>引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。）</u></p> <p>(10) <u>会計年度任用講師勤務時間規則第21条に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第9条第1項の規定により給与が減額される期間並びに条例第23条第1項又は第2項の規定により報酬が減額される期間及び</u></p>	

新	旧
<p>同条第3項の規定により報酬が支給されない期間に限る。)</p> <p>(11) 介護休暇により勤務しない期間</p> <p>(12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>(13) 結核休職期間</p> <p>2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年度任用講師に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない時間（講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、会計年度任用講師勤務時間規則第28条に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休業により勤務しない時間（第25条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>5 第3項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時</p>	

新	旧
<p><u>間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)</u>を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>6 <u>パートタイム講師として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数で除して得た時間」とする。</u> (減額率)</p> <p>第24条の3 <u>勤務期間において次に掲げる事由(以下「減額事由」という。)がある者に対する第23条の2第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に100分の100から杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。</u> (1) <u>私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。</u> (2) <u>法第29条の規定により停職にされたこと。</u> (3) <u>法第29条の規定により減給にされたこと。</u> (4) <u>法第29条の規定により戒告にされたこと。</u></p> <p>2 <u>前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(パートタイム講師として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の所定の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により算定した支給割合に1,000分の10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u> (期末手当の欠勤等日数の算定の特例)</p> <p>第25条 次に掲げる者(以下「給与条例適用職員等」という。)が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師(基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師となった者を除く。)となった場合においては、条例適用前の区の職員として在職した期間、欠勤等の期間</p>	<p>(欠勤等日数)の算定の特例)</p> <p>第25条 次に掲げる者(以下「給与条例適用職員等」という。)が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師(基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師となった者を除く。)となった場合においては、条例適用前の区の職員として在職した期間、欠勤等の期間</p>

新	旧
<p>に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の所定の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の所定の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、第23条及び第24条の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育職員給与条例の適用を受けていた職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(勤勉手当の欠勤等日数の算定の特例)</p>	<p>に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の所定の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ条例の適用を受ける会計年度任用講師として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の所定の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、前2条の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の適用を受けていた職員</p> <p>(4) 略</p>
<p>第25条の2 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用講師（基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用講師となった者を除く。）となった場合においては、条例適用前の区の職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の所定の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間に相当する時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の所定の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第23条の2、第24条の2及び第24条の3の規定を適用する。</p> <p>(基礎額の意義)</p>	<p>(期末手当基礎額の意義)</p>
<p>第26条 条例第16条第2項及び第16条の2第2項の教育委員会規則で定める額（次項において「基礎額」という。）は、当該フルタイム講師の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるフルタイム講師の基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 条例第30条第2項及び第30条の2第2項の教育委員会規則で定める額（次項及び第5項において「基礎額」という。）は、次の各号に掲げるパートタイム講師の区分に応じ、基準日における当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>4 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、月額で報酬を定めるパートタイム講師のうち、次の各号に掲げるものの基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第26条 条例第16条第2項の規則で定める額（次項において「期末手当基礎額」という。）は、当該フルタイム講師の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるフルタイム講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 条例第30条第2項の規則で定める額（次項及び第5項において「期末手当基礎額」という。）は、次の各号に掲げるパートタイム講師の区分に応じ、基準日における当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>4 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、月額で報酬を定めるパートタイム講師のうち、次の各号に掲げるものの期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

